

目

次

	頁
第 58 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	72
第 59 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例.....	73
第 60 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例.....	76
第 61 号議案 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例.....	78
第 62 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例.....	79

第五十八号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

11	特定非営利活動法人コスモス・アース	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二百七十二番地
12	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年二月二十四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定したいので、この案を提出するものである。

第五十九号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「この節、第九十一条第六号及び第二百二十二条第五号」を「この章」に改める。

第七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び省令第九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第八十五条中「第八十八条から」の下に「第九十条まで、第九十二条から」を加え、「第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十四条」とを削る。

第三百四条第六号中「生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、「第三百九条」の下に「及び第三百三十九条の二第七号」を加える。

第三百三十九条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第三百三十九条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 利用定員
 - 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び省令第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
 - 七 通常の事業の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十三 その他運営に関する重要事項
- 第三百四十六条に次の一項を加える。
- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
- 第三百五十二条中「、第三百四条」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十四日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型に係る運営に関する基準等を改定したいので、この案を提出するものである。

第六十号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十六条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十七条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十七条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に改める。

第六十一号議案

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

- 78 -

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年二月二十四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第六十二号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表第一項中

(12) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇
(13) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇
(14) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇
(15) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇

(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料 一測定	二〇、〇〇〇円
(13) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇円
(14) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇円
(15) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇円
(16) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇円

に改め、同表第三項

ハ 非破壊検査	一試料 一測定	六、八九〇円
---------	------------	--------

中

ハ	定
---	---

非破壊測及び検査	(1) 大型X線CT装置による測定	一時間	一六、一〇〇円 (一時間を増す)
----------	-------------------	-----	---------------------

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(2) X線探傷検査		
一 測定	一 試料	
	六、八九〇円	ごとに一三、六〇〇円を加える。)

に改める。

平成二十九年二月二十四日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

新たに産業技術総合センターの依頼試験に係る手数料の額を定めたいので、この案を提出するものである。